

*in the Formation and Implementation of Integrated Social Policy in the ECAFE Region:*  
by S.D. Gokhale (Assistant Secretary-General,  
International Council on Social Welfare, Asia  
and Western Pacific Region, Bombay, India)—  
A Reader in Social Development Planning in  
Asia (UNITED NATION SD/SP/Exin-2 July,  
1971, Bangkok Thailand) 所収の紹介である。

(高橋紘士 社会保障研究所)

### 社会保障ごぼれ話

#### 国民保険制度の採用

(ガイアナ)

ガイアナの国会は、1969年7月21日付で国民保険・社会保障法(1969年)を制定した。この法律は、老齢、廃疾、疾病、出産、および死亡に対する現金給付と、雇用傷害(産業災害と職業病)に対する現金給付と現物給付の支給を規定している。これらの給付のうち、年金給付を取上げてみよう。

この法律による制度は、原則として、16—65歳の被用者を強制適用の対象としており、16歳未満と65歳以上の被用者は、雇用傷害だけを適用される。なお、被用者だけを対象としており、自営業者は対象から除外されている。

制度の財源は、労使双方の拠出で調達されることになっており、拠出は5等級に分けられた賃金と所定の拠出率で算出される。拠出率は7.5%で、これを労使双方で負担するが、使用者の拠出率は4.5%で、被用者の拠出率は3%である。なお、使用者は16歳未満と65歳以上の被用者に対する雇用傷害のために、1週50セントずつを拠出する。750週以上加入し、かつ150週以上拠出を支払った被用者には、65歳から老齢年金が支給される。老齢年金は、最高の拠出を支払った賃金等級に属する賃金の30%を最低とされている。この年金は50拠出当91%ずつ増額され、最高は750週の拠出に対する60%の支給率に制限されている。55歳以上の廃

疾者には、所定の条件と支給率により廃疾年金が支給され、老齢年金と廃疾年金の受給資格を取得できない者には、一時金が支給されることになっている。なお、稼得従事者の死亡には、遺族給付が支給されることになっている。遺族給付は一時金で、55歳以上は永久的労働不能、妊娠中か18歳未満の子女養育を条件として支給され、また55歳以上で、身体障害のかん夫も給付を支給されることになっている。これらの配偶者は婚姻期間が6年以上であることを要求されている。なお、未婚もしくは18歳未満の遺児にも、遺族一時金の支給が認められる。

13週間中における8週間以上の雇用と50週以上の拠出を条件として、疾病時の現金給付が支給される。この疾病給付は日曜と休日を除いて、3日間の待期以後第4日目から最高26週間支給される。給付は13週間に最高の拠出を支払った週の賃金を対象とし、賃金週額の10%が1日当りの支給額とされる。出産時の労働不能に支給される出産給付は、50週以上の拠出支払いと、30週間における20週以上の雇用を条件として支給され、支給期間は出産前後の各6週間(合計12週間)である。給付の支給率は60%で、30週間に最高の拠出を支払った週の賃金を対象として、給付が算出される。被保険者と配偶者の死亡時に支給される死亡一時金は、50週以上の拠出を条件として支給され、支給額は600ガイアナ・ドルの定額である。

(平石長久 社会保障研究所)